

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-165545(P2016-165545A)

【公開日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-055

【出願番号】特願2016-101695(P2016-101695)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月3日(2017.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口に設けられた所定の領域を遊技球が通過することにより、遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの判定を行う特別遊技判定手段と、

前記判定の結果に基づいて、所定の操作可能期間において、遊技者によって操作可能な操作手段が操作されることに応じて所定の演出を実行することが可能な演出実行手段と、

前記所定の領域に対する遊技球の通過状態に応じたレベルの信号を出力するスイッチ手段と、

前記スイッチ手段により出力される信号に基づいて、予め定められた間隔で繰り返し実行される反復処理により、前記所定の領域を遊技球が通過したか否かを判定する判定手段とを備え、

前記判定手段は、

前記スイッチ手段により出力された信号のレベルが所定の閾値レベルよりも第1方向に位置すると判定する第1判定、又は、当該信号のレベルが当該所定の閾値レベルまたは当該所定の閾値レベルよりも前記第1方向と反対の第2方向に位置すると判定する第2判定を行う信号レベル判定手段と、

第n(nは自然数)回目の反復処理における1回の前記第1判定が行われてから第n+1回目の反復処理において前記第2判定が行われると、当該第n+1回目の反復処理において更に判定が行われ、当該判定が前記第2判定である場合に、前記所定の領域を遊技球が通過したと判定する通過判定手段とを有する、遊技機。

【請求項2】

前記演出実行手段は、前記演出として、第1演出を実行するときと、前記第1演出よりも期間が長い第2演出を実行するときとがある、請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明の一局面に係る遊技機(1)は、

始動口に設けられた所定の領域を遊技球が通過することにより、遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの判定を行う特別遊技判定手段（100）と、

前記判定の結果に基づいて、所定の操作可能期間において、遊技者によって操作可能な操作手段が操作されることに応じて所定の演出を実行することが可能な演出実行手段（400、500）と、

前記所定の領域に対する遊技球の通過状態に応じたレベルの信号を出力するスイッチ手段（近接スイッチ）と、

前記スイッチ手段により出力される信号に基づいて、予め定められた間隔で繰り返し実行される反復処理（タイマ割込み処理）により、前記所定の領域を遊技球が通過したか否かを判定する判定手段とを備え、

前記判定手段は、

前記スイッチ手段により出力された信号のレベルが所定の閾値レベル（通過判定閾値のレベル）よりも第1方向（OFF方向）に位置すると判定する第1判定（OFF判定）、又は、当該信号のレベルが当該所定の閾値レベルまたは当該所定の閾値レベルよりも前記第1方向と反対の第2方向（ON方向）に位置すると判定する第2判定（ON判定）を行う信号レベル判定手段と、

第n（nは自然数）回目の反復処理における1回の前記第1判定が行われてから第n+1回目の反復処理において前記第2判定が行われると、当該第n+1回目の反復処理において更に判定が行われ、当該判定が前記第2判定である場合に、前記所定の領域を遊技球が通過したと判定する通過判定手段とを有する（図5ご参照）。